

大阪大学ハラスメント相談室

第14号 平成30年6月

ハラスメント相談室だより

新年度が始まって3か月、新たに大学の一員となったみなさんも生活に慣れてきたころでしょうか。ハラスメント相談室だよりもいろいろな話題を取り上げていきます。

特集記事

ハラスメントとSNSについて

新年度が始まり数か月が過ぎました。新しい環境や新しい生活が始まり、新しい人間関係と新しいものづくしの日々で、ちょっと疲れている人もおられるかもしれません。特に、先輩や 先生、上司との関係の中では、自分の意見を伝えるのに躊躇することもあるのではないでしょ うか。

そんな時、直接顔を見て話をするのは難しいけれど、メールやメッセージでなら伝えられそう、ということもあるかもしれません。気持ちや意見を伝える便利なツールとして、近年はSNSによるやり取りも多く見られるようになりました。また、SNSのつながり自体が、その人の持つ人間関係を表す一つの様式ともなっているのではないでしょうか。友達に限らず研究室や職場でも新しく知り合った人とSNSのIDを交換する、というやり取りも、ごく当たり前のことになってきました。

しかしながら、この便利なSNS、少し使い方を間違えるとちょっと困ったことになります。 ソーシャル・ハラスメントという言葉をご存知でしょうか?これは職場などの上下関係を背景 に、インターネット上のSNSなどで行われる嫌がらせを指すものです。例えば、上司の友達申請 に応じることやコメントへのいいね!を強要される、ツイートを拡散するように要請される、 などです。相手がメッセージを読んだかどうか分かる「既読」の機能があるために、メッセー ジを読んだら即座に返信するよう求められることもあるかもしれません。このように、SNS上の やりとりに生活上の関係性が利用されたり影響を及ぼすことがあります。

他にも、職場や研究室のグループトークでプライベートなことや性的なことに言及されたり、 勝手に写真を投稿されたり…SNSは人間関係をより良いものにもできる一方、不用意な発信で誰 かを傷つけてしまったり不快な思いをさせてしまう可能性を秘めています。

メッセージを送る前に、コメントをする前に、写真を投稿する前に、もう一度だけ自分の発信する内容について考えてみてはいかがでしょうか。あなたにとってのSNSが、安心して利用できる空間であることを願っています。

ハラスメント相談員研修を開催します

6月19日 (火) 豊中キャンパス 6月29日 (金) 吹田キャンパス

ハラスメント相談室では、毎年度、全学相談員と部局相談員を対象とした相談員研修を実施しています。

相談員になったものの、どのように相談を受けたらいいのか、また相談を受けた後どうすればいいのかなど不安に感じている方もいらっしゃると思います。今年度新たに着任された方も、また昨年度の研修を受講された方も、最新の情報等を得ることができますので、ぜひ参加してください。今年度も吹田と豊中の2キャンパスで開催いたします。

詳しくは部局人事担当係までお問い合わせください。

大阪大学ハラスメント相談室だより

第14号 平成30年6月

コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメント相談室では、現在7名の専門相談員が相談をお受けしています。 専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。



女性記者に対するセクハラが話題になっています。人々の反応の多くは、ひどいことだ、セクハラは許せない、というもので、今まで泣き寝入りしてきた被害者たちにとって、ようやく、と思えるような状況となっています。しかし、一方で、こんなことぐらいうまくかわせなくてどうするんだ、だから女は使えない、あるいは、加害者は、はめられたのではないか(セクハラはなかった)とか、勝手に録音するなんて犯罪に近いと、被害者を責めるような発言や、被害者に共感を示した人たちを揶揄する声も聞こえてきます。こんなふうに言われるならと、せっかく声を上げようとしている被害者の中には、再度沈黙を余儀なくさせられた人もいるかもしれません。セクハラ被害を受けた人たちが往々にして語ることの一つに、被害自体は、もちろん、とても辛く怖かったけれど、こういった周囲の言動にも非常に傷つけられたということがあります。

今回は、このような周囲の言動(二次被害と言います)について考えてみたいと思います。

「こんなことぐらい」と言うのは、セクハラ被害の重大さを理解していないからではないでしょうか。力関係がある中で、性的に侵略されるかもしれないという恐怖感、自分が単なる性的な対象物にされたという屈辱感は、将来にわたって大きな傷つきとなって被害者の中に残ります。我慢せずに声をあげた勇気を賞賛してほしいと思います。そして、被害がなかったのではないかと疑う言動は、必死で訴えた被害者にとって、誰も信じてくれないという思いを抱かせ、孤立感を深めさせることにもなります。また、被害を避けようとしてとった行動を責めるのは、沈黙を強いることに他なりません。あるいは、今回の場合は違いますが、被害者は、これ以上被害がひどくならないようにと思って、加害者の機嫌をとったりすることもあります。それも被害者にとっては、身を守るためのぎりぎりの行動です。

セクハラについて相談を受けた時、被害を見聞きした時には、どうか被害を訴えている人の気持ちに寄り添っていただきたいと願っています。どうすればいいか迷われた時には、ぜひ相談室に相談してください。

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029 (ハラスメント全般)

06-6850-6006 (アカデミック・パワー等ハラスメント)

吹田地区 06-6879-7169 (ハラスメント全般)

箕面地区 072-730-5112 (ハラスメント全般)

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh





〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp

